

特定秘密保護法 統一的な運用基準 概要

- ① 基本的な考え方
- ② 特定秘密の指定等
- ③ 有効期間満了時・解除の手続等
- ④ 適性評価の実施

内閣官房国家情報局

特定秘密保護法 統一的な運用基準の概要①(基本的な考え方)

1 策定の趣旨

- 特定秘密保護法を統一的に運用するための基準を定め、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その運用の適正を確保する。

2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1) 拡張解釈の禁止、基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

- 特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、以下の点に留意しなければならない。
 - ① 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと
→ 運用基準の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する。
 - ② 憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること、適性評価に当たって、プライバシーの保護に十分配慮すること
 - ③ 国民の知る権利は十分尊重されるべきものであること、報道又は取材の自由に十分に配慮すること

(2) 公文書管理法と情報公開法の適正な運用

- 特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責任を全うしなければならない。
 - 特定秘密が記録された行政文書は、公文書管理法に従って管理。
 - 情報公開請求がされた場合、特定秘密に係る部分について開示・不開示の決定を行う際は、情報公開法上の不開示情報に該当するか否か厳格に判断。
 - 情報公開・個人情報保護審査会による調査審議の結果、不開示部分を開示する際は、特定秘密の指定を解除する。
 - 都道府県警察が保有する特定秘密である情報を記録する文書については、各都道府県の定める関係規定に従い取扱い。

3 特定秘密を取り扱う者等の責務

- ① 特定秘密保護法等の内容を十分に理解し、特定秘密の保護のための措置を適確に講じなければならない。
- ② 特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして、規範意識を常に高く保たなければならない。
- ③ 特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合等には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処する。
- ④ 特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意する。

特定秘密保護法 統一的な運用基準の概要②(特定秘密の指定等)

1 指定の要件

○ 特定秘密の指定の3要件((1)別表該当性、(2)非公知性、(3)特段の秘匿の必要性)に該当するか否かは、以下の基準に従い判断。

(1) 別表該当性

○ 特定秘密保護法の別表に掲げる事項をこの運用基準で更に具体化した細目に該当するか否かによって判断。

【例】	法別表	法別表の事項	事項の細目
第1号 防衛に関する事項	チ	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(bに掲げるものを除く。) b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。) c bを分析して得られた情報
第2号 外交に関する事項	ロ	安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)	a 我が国が実施する以下の措置の方針(bに掲げるものを除く。) (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請 (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限 (c) 資産の移転の禁止又は制限 (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限 (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査 (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。) b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
第3号 特定有害活動の防止に関する事項	ロ	特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報	a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。) b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。) c a又はbを分析して得られた情報
第4号 テロリズムの防止に関する事項	イ	テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究	a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。) (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術 (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備 (c) サイバー攻撃の防止 b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

(2) 非公知性

○ 現に不特定多数の人に知られていないか。

(3) 特段の秘匿の必要性

○ 漏えいにより、我が国に対する攻撃が容易になったり、外国との信頼関係が失われ協力が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか。

特定秘密保護法 統一的な運用基準の概要②(特定秘密の指定等)

2 特に遵守すべき事項

- ① 3要件の該当性は**厳格に判断**。保護すべき情報を**漏れなく指定**するとともに、**それ以外の情報を含めないものとする**。
- ② 重要経済安保情報保護活用法に定める**重要経済基盤保護情報**に該当する情報のうち、特定秘密保護法が定める指定の要件を満たす**ものについては、特定秘密として指定**する。
- ③ 公益通報の**通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実**を指定し、又はその隠蔽を目的として、**指定をしてはならない**。
- ④ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、**指定する情報の範囲を明確にするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内でその概要を分かりやすく記述**するよう努める。

3 有効期間の設定

- 行政機関の長は、**指定の理由を見直すに当たって適切と考えられる最も短い期間**を定める。

【例】

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| ① 定期的に策定される計画の策定に必要な資料 | → 次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合は2年等） |
| ② 情報通信技術の動向に密接に関係する情報 | → 一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等） |
| ③ 外国の政府の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報 | → 当該国の指導者の任期（4年等） |

- 年数による設定が**困難な場合**、有効期間を5年とした上で、**解除条件を指定の理由の中で明らかに**するよう努める。

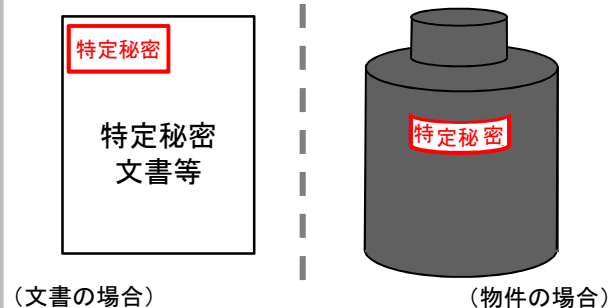
4 指定の手続

(注)行政機関の長が、官房長、局長等の中から指名

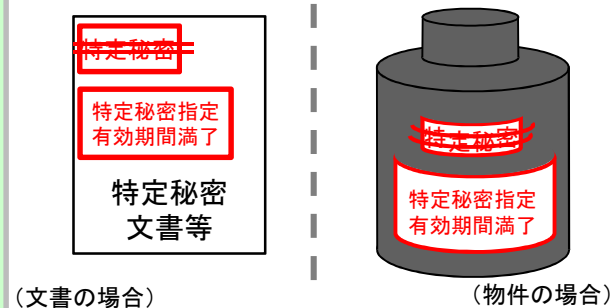
- | | | | | |
|---|---|--|---|---|
| ①行政機関の長による特定秘密の指定
〔* 書面・電磁的記録により、指定する
対象情報、 指定の理由 を記述〕 | ➡ | ② 特定秘密指定管理簿 への記載
(指定年月日、有効期間、
特定秘密の概要等) | ➡ | ③特定秘密管理者(注)は、以下の措置を実施
〔・特定秘密を記録した文書等への 表示 (表示できない場合は 通知)
・指定をした旨等の 周知 〕 |
|---|---|--|---|---|

表示のイメージ

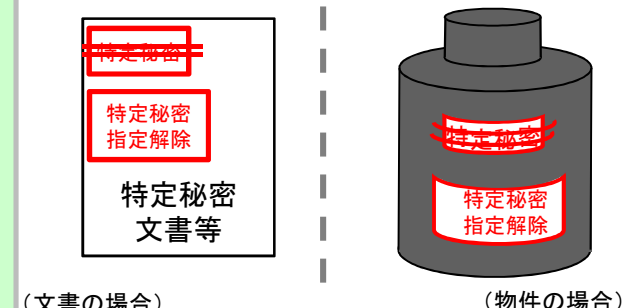
指定の表示



指定の有効期間満了の表示



指定の解除の表示



特定秘密保護法 統一的な運用基準の概要③(有効期間満了時・解除の手続等)

1 有効期間満了時、指定の解除の手続

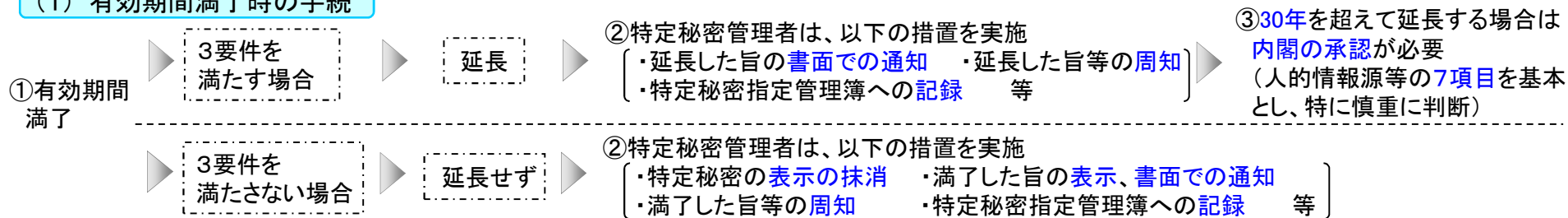
- 行政機関の長は、有効期間が満了する時に対象情報が指定の3要件を満たすときは、有効期間を延長。時の経過に伴い指定の理由に係る**特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に有効期間を延長するときには、その理由を明らかにする。**

【有効期間の延長に際し、特に慎重な判断を要する例】

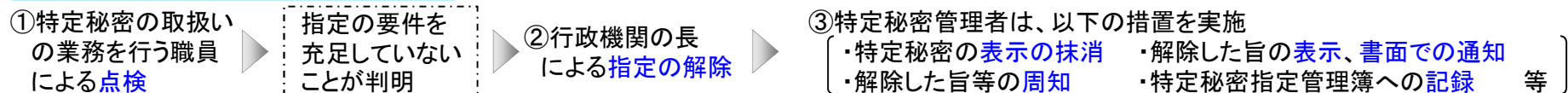
- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの | → 当該対象期間が満了したとき |
| ② 情報収集活動の方法又は能力 | → これらのものを活用しなくなったとき |
| ③ 暗号 | → 当該暗号を使用しなくなったとき |
| ④ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 | → これらのものを使用しなくなったとき |
| ⑤ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 | → 当該交渉が終了したとき |

- 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、**当該特定秘密の指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは臨時に点検させ、**指定の要件を満たしていないと認めたときには、有効期間満了前であっても、**速やかに指定を解除。**
- 指定の解除や有効期間の満了・延長の際には、その旨を表示し、**当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員に周知**するなどの措置を講ずる。

(1) 有効期間満了時の手続



(2) 特定秘密の指定の解除の手続



2 指定が解除され又は有効期間が満了し、保存期間が満了した文書の取扱い

- 指定の有効期間が通じて**30年を超える**特定秘密 → **国立公文書館等に移管。**
- 指定の有効期間が通じて**30年以下**の特定秘密 → **公文書管理法に基づき、移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄。**
 - 指定の有効期間が通じて**25年を超える**特定秘密が記録されたものについては、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどうか**特に慎重に判断。**

特定秘密保護法 統一的な運用基準の概要④(適性評価)

1 基本的な考え方

- プライバシーの保護に十分に配慮。
- 法に定める7つの事項^(※)以外の調査の禁止。
- 適性評価の結果の目的外利用の禁止。
- 法の下での平等の遵守・基本的人権の尊重。

(※) ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

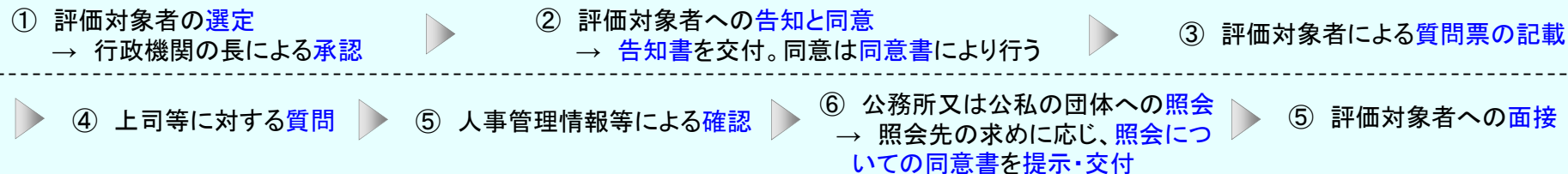
2 実施体制

- 実施責任者(局長級)・・・事務を総括。
- 実施担当者・・・適性評価手続の事務を実施。
- 適性評価に関与する者を実施担当者等に限定。

3 実施手続

(1) 調査

- 告知書を交付し、同意書の提出をもって実施。→ 質問票に本人が必要事項を記載(各書式は運用基準に別添)。
- 質問票に記載された事項等について確認するため、人事管理情報等による確認や公務所等への照会、本人への面接を実施。



(2) 評価

- 適性評価は、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断。
 - ① 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか ② 働き掛けを受けた場合に、応じるおそれが高い状態にないか ③ 情報を適正に管理することができるか
 - ④ 規範を遵守して行動することができるか ⑤ 自己を律して行動することができるか ⑥ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか ⑦ 職務に誠実に取り組むことができるか

(3) 結果の通知と苦情処理

- 適性評価結果等通知書により、適性評価の結果を通知(特定秘密を漏らすおそれがないと認められない場合は、理由についても通知)。
- 苦情受理窓口を設け、適性評価についての苦情を受理。→ 苦情処理結果通知書により処理の結果を申出者に通知。

4 適性評価に関する個人情報等の管理

- 適性評価の実施に関する文書の保存期間：5年保存(不同意・同意の取下げの場合は3年)
- 公文書管理法や個人情報保護法等に基づき適切に管理。
- 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止(懲戒事由等に該当する疑いが生じた場合を除く)。